

広島県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和四年六月六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

二二号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
尾道市新浜二丁目五九一七番一七地先から 尾道市新浜二丁目九番三二地先まで		新	一六・〇〇 一六・〇〇 一〇・五〇	五・〇〇	拡幅
		旧	一六・〇〇 一九・〇〇	五・〇〇	